
■第3次吉野川市行財政改革大綱

1 これまでの取組と成果

本市では、合併後、平成17年に第1次（平成17～21年度）、平成22年に第2次（平成22～26年度）の「行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んできた。

（1） これまでの取組

第1次及び第2次行財政改革毎に、行政及び財政の改革内容を明確にし、目標を立て、その目標達成に向け取り組んできた。行財政改革の進捗状況については、毎年度、行財政推進本部（内部組織）及び行財政改革懇話会（外部委員）への報告を行い、懇話会で出された意見は各部課にフィードバックし、次の取組に反映させるサイクルを確立して、更に実効性のある行財政改革をめざしてきた。

（2） これまでの成果

第1次の期間においては、職員数の削減や第三セクターの整理、各種団体補助金の整理など一定の成果は得たものの、計画を大きく上回る職員数の減少や権限委譲による事務増大など、組織・機構の見直しも視野に入れた改革が必要となった。そのため、部局の配置や課の統廃合、指定管理者制度の導入、民間移管などにより、市民サービスの質の低下を防ぎ、投資的事業として、入札制度における電子入札の導入、総合評価方式の実施など努力してきた。

また、第1次の取組を受けて、第2次の期間では、総合計画の施策である「スリムで効率的な行財政基盤の確立」をめざすこととし、事務の効率化を図るため、分庁方式から本庁方式に切り替え、庁舎を一本化した。また、空き庁舎を活用し、耐震性のない保育所や幼稚園を一箇所に集約する幼保一体化を進め、安全・安心の確保と既存施設の有効活用を図るとともに、限られた職員での対応を可能とした。その他にも、公の施設の民間移管に積極的に取り組み、温泉施設や保育所の民営化、水道業務の一部民間委託などを図ってきたところである。

2 背景と市の現状

全国的な傾向である少子・高齢化は、本市においても同様であり、同時に人口減少も避けられない状況である。平成22年の国勢調査の結果を基にした将来人口推移（国立社会保障・人口問題研究所：平成25年3月推計）を見ると平成27年の推計は、千人を超えての減となり、年少人口（0～14歳）生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）の増加傾向は顕著に現れており、市民の3人に1人が65歳以上となっている。これは、合併前の推計を大きく上回るペースであり、深刻な状況である。

拍車を掛けるように、地方交付税の合併算定替のルールにより、平成27年度から平成

31年度までに地方交付税は段階的に減額され、5年間の漸減総額は約26億円程度になると見込まれている。平成32年度には、地方交付税の合併算定替えの終了により、普通交付税は、約11億円程度の減収見込みとなる。また、人口の減少及び景気低迷などにより歳入確保が厳しくなることは明確である上、合併特例債利用可能期限も平成31年度までであり、現状維持の財政運営では平成29年度から基金の取り崩しを行いながらの苦しい財政運営に突入することは不可避である。この現状に、職員一人ひとりが、危機意識を持たなければならない。

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

4 推進体制

社会情勢に即した行財政改革を円滑に推進するため、これまでと同様に、行財政改革推進本部をもって庁内の推進体制とし、行財政改革懇話会をもって推進に関する外部からの意見聴取に努める。

5 基本理念と基本方針

この第3次行財政改革に取り組む間、いかに職員一丸となり、現実を見据えた取組を図ることができるか否かにより、その後の本市が大きく左右されるといっても決して過言ではない。また、闇雲に行財政改革に取り組むのではなく、取り組むことによる効果がどれくらいあるのか、効果額を常に意識することは不可欠であり、その上で、意を決した行財政改革の推進が必要である。

基本理念：持続可能な行財政基盤の確立をめざして

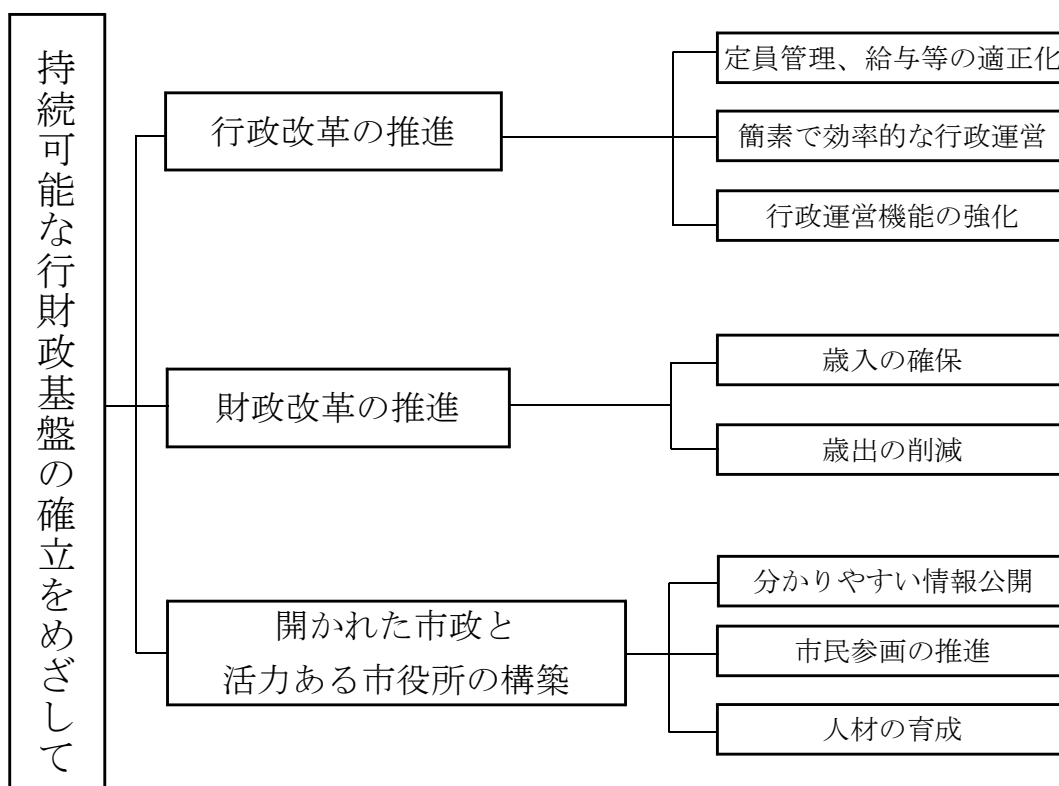
<基本方針>

- ① 庁内に設置する推進本部を中心として、地方公営企業も含めた全庁的な取組を展開する。
- ② 可能な限り目標を数値化するとともに、達成期限を明確にすることで、市民に分かりやすい行財政改革の指針となるよう努める。
- ③ 計画的段階における外部からの意見聴取として、行財政改革懇話会に意見を求めることはもとより、積極的に市民に対して公表する。

- ④ 既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢により、行財政運営に携わる全ての市職員が、自らの問題として捉え、行財政改革を推進し、もって市民サービスの向上をめざす。
- ⑤ 計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や計画達成度合いにより、取組事項の追加や上方修正を行い、より実効性のある計画に進化させていくものとする。

6 行財政改革推進主要事項

第3次行財政改革においては、取り組む主要事項をより明確にするため、「行政改革の推進」「財政改革の推進」「開かれた市政と活力ある市役所の構築」の3本の柱を掲げ取り組むこととする。



(1) 行政改革の推進

- ① 定員適正化計画は、過去の定員管理の実績、今後の行政需要の動向などを検討し、類似団体別職員数の状況を考慮し、臨時職員、嘱託員も含めた適切な総数管理として策定し取り組むとともに、各種団体などの委員数の適正化にも着手する。また、職員の各種手当などの内容を十分精査し、見直しを行う。
- ② 行政関与の必要性、公平性、費用対効果を十分に考慮するなど、行政が行うべき範囲を精査するための事務事業評価の更なる実効性を高め活用を図る。
- ③ 公共施設全般のあり方を見直し、公共施設のストックマネジメントを推進する。

- ④ 官（市）と民（民間）の役割を明確化し、民間移管、民営化の推進を図るとともに、業務委託の拡大推進、指定管理者制度の適正な運用に努める。
- ⑤ 組織・機構の見直しに当たっては、幼保一体化を慎重かつ着実に進めるとともに、庁内においても簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。
- ⑥ ごみの減量化と資源化などの推進や、公営企業化の推進・統合を行い、自治体経営の基盤強化を図る。
- ⑦ 現存の一般廃棄物処理基本計画を見直し、生活環境の保全と公衆衛生向上の推進を図るとともに、ごみ処理の効率的な運営や汚水処理などの最善の方法を検討する。

（２） 財政改革の推進

- ① 歳入の確保として、未収金対策強化と収納方法の充実確保を図るとともに、あらゆる局面からの自主財源の確保に努める。また、使用料や手数料の見直しなどを行う。
- ② 歳出（一般財源）の削減として、第１次行財政改革期間に取り組んだ補助金の見直しに再度着手し、個人や各種団体への市単独助成制度の整理・統合、減少・廃止を行う。また、一般会計から特別会計への繰出金の縮小を推進し、財政の健全化を図る。

（３） 開かれた市政と活力ある市役所の構築

- ① 各種情報提供手段を活用した、市民に分かりやすい情報公開に努める。
- ② 市民が市政に参画できる機会を拡充し、市民の積極的な市政参加の推進を図り、市民が主役のまちづくりを推進する。
- ③ 職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の意識高揚による職場の活性化や職員と地域のつながりの強化に努める。また、人事異動において適正な人事ローテーション及び女性職員の職域拡大などを行う。